

(随想)

世界史的大転換を控えて想う

センター会長 杉浦 正康

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

昨年は世界史のうえでは「大転換の年」と大書される年だったと思います。6月の英国の国民投票によるEU（欧州連合）離脱の決定と、11月の米国大統領選挙におけるトランプ氏の勝利は世界中に衝撃を与えました。この両者の原因は、グローバル資本主義によって経済的・社会的な困難に陥った人々の本音が表面化した結果であったと言われていますが、常識的な考え方をしてきた我々には（大半の識者もそうだったのですが）そこまでひどかったのかと今になって少しずつ事態の深刻さがわかって来ている状態です。

ひるがえってわが日本ではどうなのかということになりますが、我が国ではそこまでの劇的な変化はなかったように思います。せいぜい東京都に小池知事が誕生して新風をふかせ始めたという程度で、相変わらず一強多弱の政治状況が続いています。しかしながら「保育園落ちた日本死ね」の叫びが大方の共感をよんで流行語になったという事実から見ても今後このまま静かに推移するとは思えません。日本でも同様な動きが深部で進行しており何かをきっかけにして表面化するのではないかと思います。

問題は世界的な動きがグローバル化の第1期を終えて第2期に入るかもしれない今年には日本ではどのような変化や転換が起こり得るのかを予測することが重大な課題になるの

ではないでしょうか。

トランプ次期アメリカ大統領の登場で否が応でも経済面では日本への風当たりはきびしくなることが予想されます。アメリカ至上主義政策による車の輸出制限や肉類の低関税輸入の強要などをはじめ様々な要求が押し寄せて来るからです。

しかしながらここで幸いなことにロシアの存在が俄然重みを増して来そうなことです。クリミア半島の強引な併合で西欧とアメリカがロシアに強力な経済制裁を加えているため極東の開発を進めるために日本を強力な助っ人にしたいと考えているからです。領土問題という餌を使って日本に経済協力をさせようと考えているわけですので、日本としてはこのカードを活用する道があります。ただし安倍外交の基本方針が対米最重視ですので現在は対ロ制裁に参加していますが、ロシアへの経済協力に踏みきることが出来れば、事態は日本にとって非常に有利に展開できることになります。トランプ氏とプーチン氏との関係が比較的良好らしいのでその選択は不可能とは言えません。問題は安倍総理が踏みきれるか否かにかかっています。世界史的な大転換の第2ステージの困難を少しでも軽減するためですから安倍総理には是非その決断を求めたいと思います。

今年は日本にとって非常にかじ取りの難しい選択を迫られる年になりそうです。賢明かつ大胆な選択が望まれます。

確定申告の主な改正点と注意事項

葵総合税理士法人 税務会計部 佐藤 倫子

I. 確定申告とは

1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の計算をし、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きを確定申告といいます。

II. 平成28年から適用されるおもな改正点

(1) 確定申告書等へのマイナンバー（個人番号）記載

確定申告書へのマイナンバーの記載は法令上の義務になっておりますので、必ず記載してください。

(2) 被相続人の居住用家屋に係る譲渡所得の特別控除制度の特例の創設

家屋を相続した相続人が、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に、その家屋（敷地を含み、耐震性がある家屋に限る）または、その家屋を取り壊した後の土地の譲渡（相続をした時から3年を経過する日から、その年の12月31日までの譲渡に限る）による譲渡益から3,000万円の控除を受けられます。

(3) 住宅の多世帯同居改修工事等に係る特例の創設

- ① 個人がその者の有する居住用の家屋について、特定多世帯同居改修工事を含む増改築を行った場合
- ② 個人がその者の有する居住用の家屋について、多世帯同居改修工事を行った場合
その居住用の家屋を平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間にその者の居住の用に供したときに特例を受けられる制度が導入されます。

(4) 減価償却制度

平成28年4月1日以後に取得する建物の附属設備及び構築物並びに鉱業用建物の減価償却の方法のうち、定率法が廃止されました。

(5) 非課税口座内の少額上場株式に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）

限度額は100万円以上から120万円以上に引き上げるなど、所要の改正が行われました。

Ⅲ. 確定申告が必要な人

- (1) 給与による収入金額が2,000万円超の人
- (2) 給与所得と退職所得以外の所得の合計が20万円超の人
- (3) 400万円超の公的年金を得ている人
- (4) 公的年金を得ながら働いており、年金以外の所得が20万円超の人
- (5) 給与を2ヶ所以上から受けていて年末調整をされなかった給与が20万円超の人
- (6) 同族会社の役員などで、会社から貸付金の利子や資産の賃借料などを得ている人
- (7) 個人事業者や不動産所得による収入を得ている人で、所得の合計額から配当控除を差し引いた税額がプラスになる人…等

Ⅳ. 確定申告をすることにより所得の控除が受けられる人

(1) 住宅ローン控除

一定の条件のもとで住宅ローンを組んでマイホームの新築等をした場合、初年度は確定申告を行うことで控除を受けられます。

(2) 医療費控除

一年間で10万円超（又は総額所得200万円未満の人は『総額所得金額等×5%』のいずれか低い方）の医療費を支払った場合。

(3) 寄付金控除

『ふるさと納税』による地方自治体への寄付や、災害時の義援金、特定の政治団体への寄附をした場合（領収書が必要です）……等

Ⅴ. 期日

所得税申告	：平成29年2月16日（木）から3月15日（水）
納付期日：法定納付期限	：平成29年3月15日（水）
振替日	：平成29年4月20日（木）
消費税及び地方消費税申告	：平成29年3月31日（金）
納付期日：法定納付期限	：平成29年3月31日（金）
振替日	：平成29年4月25日（火）

参考資料

- ・平成28年分 所得税の改正のあらまし（国税庁）
- ・自分でできる！確定申告の書き方（青木丈 監修者（株）才三ブックス発行）
- ・図解・表解確定申告書の記載チェックポイント（天池健治・菊島義昭 著）

不明な点がございましたら、税理士法人各担当者までご連絡ください。

秋の康友会行事

越前をめぐる旅『かにづくしの昼食と「氣比神宮」参拝』

去る、平成28年11月15日（火）に秋の康友会行事、越前をめぐる旅「かにづくしの昼食と日本三大木造鳥居のひとつ「氣比神宮」参拝」を催しました。

当日は一日雨の予報でしたが、幸いにも外を歩く際には傘がいらぬ天候となりました。

8時30分に葵総合経営センター前を出発。車中では葵総合税理士法人 税理士 古田益三より「年末調整へ向けてマイナンバーの取扱について」Q&Aなども含めて解説させていただきました。有意義な時間をお過ごしいただけたのではないのでしょうか。

12時過ぎには、「ふるさとの宿 こばせ」に到着。昼食はカニをふんだんに使ったオリジナルコースをお楽しみいただき、「海の宝石箱」と言われる名物「開高井」の迫力には驚きました。「開高井」は1年間にわずか50日間だけ提供される越前ガニのメス・セイコガニをふんだんに使った大変貴重な丼です。カニの味が濃厚で、ボリューム満点なカニづくし料理をお楽しみいただきました。



食事の後は、再びバスで移動し、日本三大木造鳥居で有名な「氣比神宮」を訪れました。国の重要文化財でもある壮麗な朱塗の鳥居前で記念撮影。帰りは「日本海さかな市場」で買い物をお楽しみいただきました。

皆様方のご協力のもと、無事に旅を終えることができましたこと、感謝申し上げます。当センター康友会では今後も皆様により有意義な様々な行事を開催する予定です。これからも、当センターをご愛顧いただき、各行事へのご参加をスタッフ一同心よりお待ちしております。（文責：都築 玲香）



康友会ゴルフ同好会

第261回 例会成績

平成28年11月30日(水)

瑞陵ゴルフ倶楽部

他参加者 三輪 厚雄、山口 光治、古田 益三
(順不同・敬称略)

順位	氏名
優 勝	日置 亨
準優勝	荒井 栄児
3 位	杉浦 康晴

<次回開催>

平成29年1月24日(火)
東名古屋カントリークラブ

1月、2月の税務・労務

1月の税務・労務

- 4日◇個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告開始(3月31日迄)
◇官庁御用始め
- 10日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
- 20日◇納期の特例を受けた源泉所得税(7月～12月分)の納付
- 31日◇平成28年11月決算法人の確定申告、5月決算法人の中間申告、2月・5月・8月決算法人の消費税中間申告(400万円超)
◇平成28年11月決算法人の事業所税申告及び納付
◇労働保険料第3期分の納付(労働保険事務組合委託の場合、2月14日)
◇源泉徴収票の交付及び提出
◇法定調書の提出
◇給与支払報告書の提出
◇固定資産税の償却資産申告書の提出
◇個人住民税第4期分の納付

2月の税務・労務

- 1日◇贈与税の確定申告開始(3月15日迄)
- 10日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
- 16日◇所得税の確定申告開始(3月15日迄)
- 28日◇平成28年12月決算法人の確定申告、6月決算法人の中間申告、3月・6月・9月・決算法人の消費税中間申告(400万円超)
◇平成28年12月決算法人の事業所税申告及び納付
◇固定資産税及び都市計画税第4期分の納付





ご案内

●康友会からのお知らせ

【無料法律相談日(予約制)】

平成29年 1月 16日 (月)
平成29年 2月 20日 (月)
平成29年 3月 21日 (火)
弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

平成29年 1月 16日 (月)

☆慰安旅行へ行ってきました☆

慰安旅行で上高地と高山に行ってきました。初日は曇っていたのですが、上高地に着いた二日目には快晴となっていました。やはり日頃の行いがいいからでしょうか(笑)

表紙は大正池の湖面に映る焼岳です。バスガイドさんによると、ここまで鮮明に映るのは珍しいとのこと。閉山前の静寂さと紅葉の美しさに心が洗われる思いでした。

☆リレーマラソンに参加しました☆

株式会社ティーエーシー様主催、大府のさわやかリレーマラソンに参加しました。一周1.5kmをたすきをつないで14周するのですが日頃の運動不足がたたなり、参加者は皆息切れしていました。よく食べ軽やかに走る所長を見習いたいものです。たくさんいい汗をかきました。



◎休日のお知らせ

1 月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2 月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

★税務・労務・経営・法律に関することなら
専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴
税 理 士 杉浦 正康
税 理 士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子
特定社会保険労務士 都築 玲香
社会保険労務士 松原 里美

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

上記についてのお申し込みお問い合わせは
葵総合経営センター TEL (052) 331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

早川 毅 石川雅恵 中島和人 加藤紀男
都築玲香 関井千里 田中裕佳梨 松谷麻美

新年明けましておめでとうございます。
昨年は一昨年参拝した那谷寺のご利益があり、とても充実した一年を過ごすことができました。旅行の際に初めて訪れた生田神社で引いたおみくじが大吉だったおかげもあったのかもしれませんが。今年もいい年にできるよう早速初詣で行きたいなと思っています。

今年一年が皆様にとって素晴らしい年になりますようお祈り申し上げます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

松谷 麻美